



左／日本を代表する民事訴訟法の法学者であり、東大はじめ多くの大学で教鞭を執った新堂弁護士。現森・濱田松本法律事務所の客員弁護士を経て、参画 中／大村代表弁護士。独立前は、現ビingham・マッカチェン・ムラセ法律事務所でも渉外案件にも数多く関与 右／林康司弁護士は、TMI総合法律事務所のパートナーを経て、参画

# Style of Work

vol. 75

## 事務所探訪

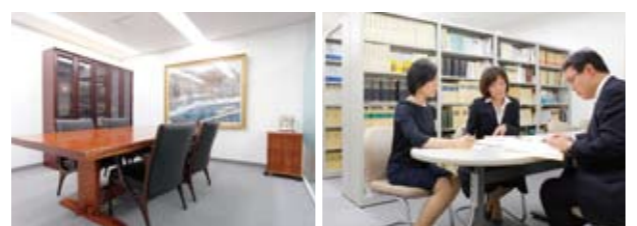
取材・文／佐藤裕子 撮影／刑部友康

# 「人に寄り添う弁護士」育成のため、土台づくり、人づくりに注力し続ける 新堂・松村法律事務所

の気性たるや素晴らしい。しかし、個人事件の場合は、依頼者が感情むき出しでぶつかってくることも多く、それをどう受けとめるかで私の人間性が試されますし、また成長にもつながります。法的サービスはできて当たり前、そこから先、依頼者にとって『この人とかかわってよかった。人生における大事な選択が自らできた』と思ってもらえること——これが私が弁護士を続けている一番の理由であり、それを具現化できるよう



弁護士の執務スペースも、事務スタッフの“島”も、開放的かつフラットで、お互いの顔がよく見える。現在、2名が任期付公務員で消費者庁へ出向中。この1月に新人が1人入所



左上／各会議室に新堂弁護士が選んだ絵画、大村弁護士が選んだ重厚な一枚板の机が設けられている。右上／民事訴訟法はじめ、多くの書物が並び書架のそばに設けられた打ち合わせ場所。さながら“開かれた戦略会議室”といった風情。左下／新堂弁護士の誕生日会の模様。今年はスキーが得意な新堂弁護士をインストラクターに、スキー旅行を予定。右下／新堂弁護士は読了した本を所内で共有。通称・新堂文庫。文芸、政治、思想とジャンルは幅広い。「新堂先生はあらゆる情報を網羅して法律書を著される。感謝しています」(林弁護士)



前列左より、新堂桂子(63期)\*、大村扶美枝弁護士(46期)、新堂幸司弁護士、林康司弁護士(47期)、青代深雪弁護士(55期) 後列左より、西岡義晃(60期)\*、鈴木隆志弁護士(66期)、鈴木亮子弁護士(59期)、および事務局の皆さん \*現在、消費者庁に出向中のため弁護士登録を抹消中。

な事務所を開設したのです」この大村弁護士の思いに共鳴したのが、新堂・林両弁護士。「依頼者の気持ちに寄り添いながら、事件ごとに適切な解決をしていく大村弁護士の仕事に共感しました。そしてシンプルに言えば私も、人の顔が見える事件に携わりたい」と思ったのが参画のきっかけ」と新堂弁護士。林弁護士も言う。「大手での仕事は規模・内容共にやりがいがあります。しかし両弁護士と同じ理由に加え、ここなら自分らしい仕事ができる、と思い、一緒にすることを決めました。「弁護士として当たり前のこと

を当たり前」への思いを次代につないでいきたいと語る三氏。4年かけて土台をしっかりと大きくつくり、その上に、2階、3階、と建て増すこと」と建物に例えてキャリア構築イメージを共有する。林弁護士は言う。「これだけ弁護士の数が増えてくると、専門性を高めていくほうが名声を得るにはラクです。しかし、弁護士の仕事はそういうものではないでしょう。当事務所では、堅固な土台づくりを第一に、端(純粋な個人案件)から端(企業案件)までの案件、どこか一つに寄せることをせ

ず、まんべんなく経験させます。そのうえで、自分の適性を見つけてもらっています」高齢者の認知症に絡む相続問題あり、患者側・病院側各々の医療過誤事件あり、大手金融機関における新たな金融商品の開発ありと、関与する案件は幅広い。また、一般民事事件であれば、若手が主任になることも。

「やはり、自分がやらねば」という責任感がないと仕事は覚えられないですからね。基本的には若手、中間層、我々の3人1組、いわば、三世代チームで仕事を進めます。中間層も私も、懸命に勉強している若手に教えてもらうこと度々です(笑)」と、新堂弁護士。その新堂弁護士について、大村・林両弁護士は「自由で柔軟な発想力が、本当にすごい。日頃業務にとらわれがちだが、『こうは考えられないのか』とアドバイスされると、ショックを受けることも。若手のみならず、その知見、経験、学識を実際の案件を通じて学べるのは大変貴重」と語る。所内の弁護士にはもちろん、面談に来る司法修習生にも、「所内ミーティングに引き込むような勢い」で事務所の方針、将来像を熱く語るという三氏。その思いに共感・共鳴できる弁護士との出会いを、求めている。

### 新堂・松村法律事務所

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル1階 TEL/03-3238-9370(代表) http://www.smo-law.com/ 2006年に大村弁護士が開設した市ヶ谷国際法律事務所(同年、松村国際法律事務所と名称変更)を前身とする。11年、新堂弁護士の事務所参画により、新堂・松村法律事務所と名称変更。現在、弁護士7名、事務スタッフ5名の陣容。個人向け(債務相談、離婚、相続等)、中小オーナー向け(労働関連、事業承継、事業再生・倒産処理等)、企業向け(企業法務、コンプライアンス、事業再編、事業承継、M&A、訴訟・紛争解決、事業再生・倒産処理等)の3本柱にて法的サービスを提供。